

東京都福祉人材対策推進機構規約

(目的)

第1条 東京都、区市町村、国、福祉事業者、関係団体等の役割分担と連携・協力による一体的な福祉人材対策の推進により、多様な人材が希望する働き方で福祉職場に就業できるよう支援していくことを目的として、東京都福祉人材対策推進機構（以下「推進機構」という。）を設置する。

(取組内容)

第2条 推進機構は、前条に掲げる目的を達成するため、社会福祉法人東京都社会福祉協議会（以下「東社協」という。）が運営する東京都福祉人材センターと連携の上、福祉人材対策の課題や人材の確保・育成・定着のための具体策の検討を行う。

(構成)

第3条 推進機構は、別表に定める機関及び団体をもって構成する。

2 第1条の目的に賛同する機関又は団体を推進機構に参画させることができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進機構には、会長及び副会長を1名ずつ置く。

2 会長は、東京都副知事を充て、副会長は、東社協副会長を充てる。

(会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を行う。

(会議の種別)

第6条 推進機構には、運営協議会及び部会を設置する。

2 運営協議会は、推進機構の運営に関する事項のほか、福祉人材対策の方向性を協議する。

3 部会は、福祉人材対策の実施に向け具体的な検討を行うとともに、各団体間における意見交換や情報交換を行う。

(運営協議会の構成)

第7条 運営協議会は、別表に定める機関及び団体の推薦する者をもって構成する。

(運営協議会の開催)

第8条 運営協議会は原則として毎年度1回以上開催する。

(部会の開催)

第9条 部会の開催及び運営に関し、必要な事項は、別途定める。

(事務局)

第10条 推進機構の事務は、東京都から東社協への委託契約に基づき、東社協において処理する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、推進機構の運営に関し必要な事項は、別途定める。

附則

この規約は平成28年6月29日から施行する。

附則

この規約は平成29年5月17日から施行する。

附則

この規約は令和元年6月18日から施行する。